

戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE) 平成27年度公募の概要

- 重点領域型研究開発
- 電波有効利用促進型研究開発
- 若手ICT研究者等育成型研究開発
- 地域ICT振興型研究開発

平成27年2月

総務省情報通信国際戦略局

技術政策課 SCOPE事務局



① ICT重点技術の研究開発プロジェクト

実用化に向け、あらかじめ研究課題、目標等を設定した上で、研究を委託

委託研究

課題指定型

② 競争的研究資金

(戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE))

研究テーマも含めて公募を行い、研究を委託

委託研究

課題公募型

③ 独立行政法人情報通信研究機構による研究開発

総務省が示す中期目標に基づく研究開発を、運営費交付金により実施



独立行政法人
情報通信研究機構

共同研究等

※平成27年4月、研究開発法人に移行予定

総合科学技術・
イノベーション
会議

科学技術基本計画

資源配分方針

IT総合戦略本部

IT総合戦略

◆第2期科学技術基本計画(平成13年3月 閣議決定)

競争的資金の拡充、公正かつ透明性の高い評価の必要性が指摘。

⇒本事業は、情報通信分野における競争的資金として平成14年度より開始

◆第4期科学技術基本計画(平成23年8月 閣議決定)

「競争的資金制度の多様性を確保した上で、制度の一層の改善及び充実に向けた取組を進める。」
「世界と一体化した国際活動の戦略的展開」

◆科学技術イノベーション総合戦略2014(平成26年6月 閣議決定)

「科学技術イノベーションに適した環境創出」「競争的資金の再構築」

◆日本再興戦略改訂2014(平成26年6月 閣議決定)

「科学技術イノベーションの推進」、「研究資金制度の再構築」

◆世界最先端IT国家創造宣言改訂(平成26年6月 閣議決定)

「『ビッグデータ』の利活用を促進するため、新ビジネス・新サービスの創出につながる新たなデータ利活用技術の研究開発及びその活用を推進する。」

◆情報通信審議会イノベーション創出委員会(平成26年6月最終答申)

「国際共同研究や国際標準化への戦略的取組」「挑戦する人材の発掘」「イノベーション創出実現に向けた技術開発への挑戦の促進」

◆平成27年度イノベーション環境創出重点化対象施策(平成26年9月)

「多様で柔軟な発想・経験を活かす機会の拡大」、「研究資金制度の再構築」、「研究推進体制の強化」、「新規事業に取り組む企業の活性化」、「国際標準化・知的財産戦略の強化」

情報通信分野において、独創性・新規性に富む研究開発課題を、大学・独立行政法人・企業・地方公共団体の研究機関などから広く公募し、外部有識者による選考評価の上研究を委託することで、地域や研究開発実施者に主体性のある先端技術の研究開発を支援する競争的資金。

Strategic Information and Communications R&D Promotion Programme (SCOPE)

平成27年度実施予定プログラム

(1) 重点領域型研究開発

ICT分野で国として取り組むべき重点分野において、①イノベーションを創出する先進性、新規性に富む技術の研究開発や、②先進的な通信アプリケーションの研究開発を推進。

(2) 若手ICT研究者等育成型研究開発

ICT分野の研究者として次世代を担う若手人材を育成することや中小企業の斬新な技術を発掘するために、若手研究者又は中小企業の研究者が提案する研究開発を推進。

(3) 電波有効利用促進型研究開発

電波の有効利用をより一層推進する観点から、新たなニーズに対応した無線技術をタイムリーに実現するとともに、電波利用環境を保護するための技術の研究開発を推進。

(4) 地域ICT振興型研究開発

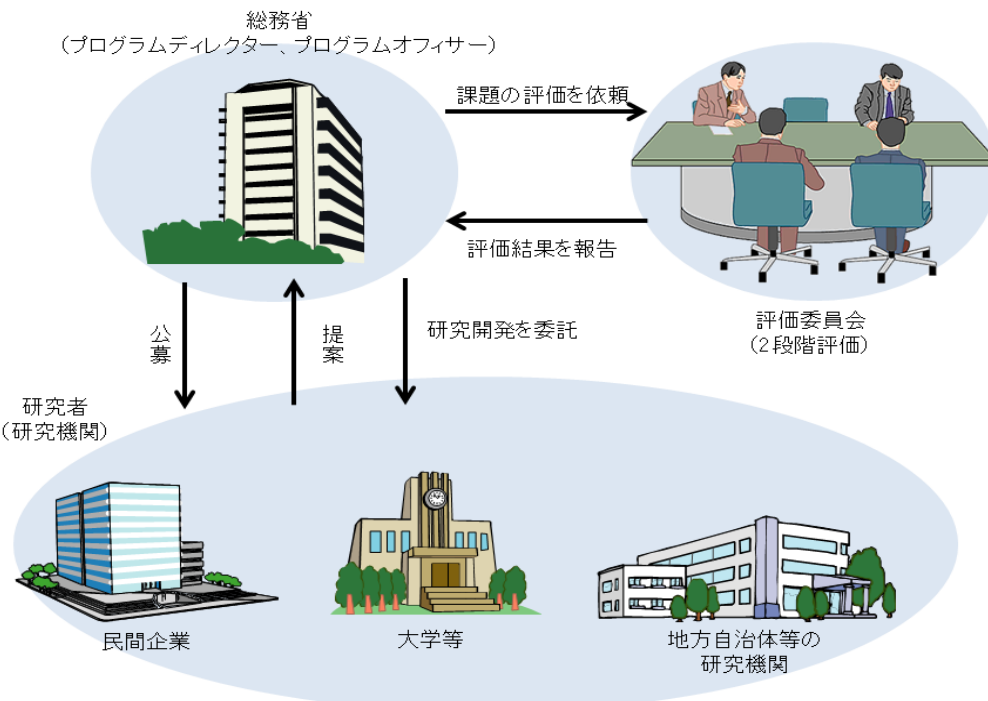
ICTの利活用によって地域貢献や地域社会の活性化を図るために、地域に密着した大学や、地域の中小・中堅企業等が提案する研究開発を推進。

(5) 国際標準獲得型研究開発

我が国の国際競争力の向上を図るため、外国政府との合意に基づき実施する国際共同研究を推進。

(6) 独創的な人向け特別枠 異能(inno)vation

ICT分野において、破壊的な地球規模の価値創造を生み出すために、大いなる可能性がある奇想天外で野心的な技術課題に挑戦する独創的な人材を支援。閉塞感を打破し、異色多様性を拓く。



(平成27年度予算(案)24.2億円、電波利用料財源4.6億円を含む)

1. 「重点領域型研究開発」の設定

ICT分野で国として取り組むべき重点分野において、政策的課題に対応した研究開発を効果的に推進するため、平成27年度から「重点領域型研究開発」を設定。従来の「ICTイノベーション創出型研究開発」及び「先進的通信アプリケーション開発推進型研究開発」は、「重点領域型研究開発」に統合して推進。

2. ワイヤレス分野等の技術課題への対応 (重点領域型研究開発 (ICTイノベーション創出型) 及び若手ICT研究者等育成型)

ワイヤレス分野等の技術課題は、「電波有効利用促進型」で統一的に対応。これにより、「重点領域型研究開発 (ICTイノベーション創出型)」及び「若手ICT研究者等育成型」は、ワイヤレス分野等の技術課題以外に重点化。

3. 学生の参画機会の積極的な提供 (各プログラム共通*2)

大学等において学生が受託研究に参加することの規定が整備されている場合、民間企業等との共同研究に大学院生が研究分担者として参画できることを明示。

*1 独創的な人向け特別枠～異能vation～を除く。

*2 国際標準獲得型研究開発を除く。

平成27年度からワイヤレス分野等の技術課題は、「電波有効利用促進型」に一元化。

【研究開発戦略マップのうちワイヤレス分野等の技術課題】

(2) ライフイノベーションの推進

③ 安心とうるおいを与える情報提供の実現

○ 次世代放送衛星の周波数有効利用促進技術

(3) 社会にパラダイムシフトをもたらす技術革新の推進

② ワイヤレス

③ 宇宙通信システム技術

○ 災害時衛星通信システム技術

○ ブロードバンドモバイル通信システム技術

⑤ 革新機能創生技術

○ 超高周波ICT技術

○ 電磁波センシング・可視化技術

○ 電磁環境技術

(4) 東日本大震災を踏まえた復興・再生、災害からの安全性向上への対応

① 通信・放送ネットワークの耐災害性の強化等

○ ブロードバンドワイヤレスネットワーク技術

○ 衛星自動補足・追跡運用技術

(1) グリーンイノベーションの推進

① ICTの活用による省エネルギー化・低炭素化

<スマートグリッドに関する通信技術>

- BEMS、HEMS等に関する通信技術
- 電気自動車(EV)に関する通信技術
- スマートメータリングに関する通信技術

<その他のICTの活用による省エネルギー化技術>

- 多様エネルギー源からの最適発送電技術
- 資源再利用のための追跡システム技術
- センサーネットワーク技術

② ICTそのものの省エネルギー化・低炭素化

<フォトニックネットワーク技術>

- フォトニックネットワーク伝送技術
- フォトニックネットワーク制御技術
- フォトニックネットワークノード技術

<クラウドの基盤技術>

- クラウド間連携技術
- 大規模分散処理技術
- 省エネルギー化技術
- クラウドセキュリティ技術

<その他のICTそのものの省エネルギー化技術>

- 省電力ネットワーク技術
- 低消費電力デバイス・ハードウェア技術

(2) ライフイノベーションの推進

① ICTによる健康で自立して暮らせる社会の実現

- ロボット技術
- 脳情報通信技術
- ICTを活用した医療の高度化技術
- ICTを活用した医療連携技術
- 医療・介護現場及び関連機器のネットワーク化技術
- 診断手段の高度化技術

② 人と社会にやさしいコミュニケーションの実現

- ユニバーサルコミュニケーション技術
- コンテキストウェアネス技術
- ユーザーインターフェース技術

③ 安心とおいを与える情報提供の実現

- 次世代放送衛星の周波数有効利用促進技術
- 放送・通信連携のオープンプラットフォーム技術
- 次世代映像創製・伝送技術

(3) 社会にパラダイムシフトをもたらす技術革新の推進

① ネットワーク基盤

- 新世代ネットワーク技術
- テストベッド技術

② ワイヤレス

- ブロードバンドワイヤレスネットワーク技術
- ホワイトスペース等の周波数高度利用技術
- 家庭内超高速ワイヤレスブロードバンド技術
- ワイヤレスM2Mセンサークラウド技術

④ 宇宙通信システム技術

- 災害時衛星通信システム技術
- ブロードバンドモバイル衛星通信技術
- 光ワイヤレス通信技術

⑤ 革新機能創成技術

- 超高周波ICT技術
- 量子ICT 技術
- ナノICT技術
- バイオICT技術
- 時空標準技術
- 電磁波センシング・可視化技術
- 電磁環境技術

③ セキュアネットワーク

- クラウドセキュリティ技術【再掲】
- 巧妙化するサイバー攻撃に対する検知・分析技術
- 最先端ネットワークセキュリティ技術
- 違法・有害コンテンツ対策のための誹謗中傷・公序良俗違反・ネットいじめ等の検出技術
- 安全なプライバシー情報の管理・加工・利用技術

(4) 東日本大震災を踏まえた復興・再生、災害からの安全性向上への対応

① 通信・放送ネットワークの耐災害性の強化等

- 通信・放送ネットワークの耐災害性の強化に関する技術
- 津波等の緊急警報を多様な情報通信手段を用いて伝える技術
- 避難所や罹災者のための技術(人命救助、安否確認等)
- 電力の使用抑制に資する技術【再掲】
- 重要情報の喪失防止、業務継続性確保のための技術(クラウド間連携技術等)【再掲】
- ICTによる健康で自立して暮らせる社会の実現に資する技術(在宅医療・在宅介護における、センサーネットワーク活用による遠隔支援、遠隔診断等)【再掲】
- ブロードバンドワイヤレスネットワーク技術 【再掲】
- 衛星自動捕捉・運用技術 【再掲】

② 災害の状況を遠隔からリアルタイムに把握・蓄積・分析等を可能とするセンサーネットワーク

- センシング技術
- プラットフォーム技術
- ネットワーク技術
- システム化技術

公募対象プログラム	採択予定件数
(1)重点領域型研究開発	
ア ICTイノベーション創出型	10件程度
イ 先進的通信アプリケーション開発型	6件程度
(2)若手ICT研究者等育成型研究開発	20件程度
(3)電波有効利用促進型研究開発	
ア 先進的電波有効利用型	5件程度
イ 若手ワイヤレス研究者等育成型	5件程度
(4)地域ICT振興型研究開発	20件程度

国として今後取り組むべき現時点の課題を分類及び整理した「研究開発戦略マップ」において、イノベーションを創出する独創性や新規性に富む研究開発課題の提案に対して研究開発を委託。(平成27年度公募からワイヤレス分野等の技術課題は、「電波有効利用促進型」に一元化)

■ 対象

大学や民間企業の研究者

■ 研究開発経費等(間接経費:直接経費の30%を上限として別途配分)

フェーズ	研究開発経費(上限)	研究開発期間
フェーズ I	1課題あたり500万円	1か年度
フェーズ II	単年度1課題あたり3,000万円	最長2か年度

※新規公募対象はフェーズ I のみ。

■ 採択評価の主なポイント

- ICT分野における技術的・学術的な知見向上の可能性
- 情報通信分野におけるイノベーション創出の可能性

イノベーションや新市場・新産業の創出、我が国の社会的課題の解決、国際競争力強化を図るため、新世代ネットワーク(ネットワーク仮想化、M2M/センサーネットワーク)の機能を用いた先進的な通信アプリケーションの研究開発を推進。

■ 対象

大学や民間企業の研究者

※タイプⅠ：民間企業、タイプⅡ：大学、民間企業(中小企業)

■ 開発経費等(間接経費：直接経費の30%を上限として別途配分)

タイプ	フェーズ	開発経費(上限)	開発期間
タイプⅠ	—	1課題あたり4,000万円	1か年度
タイプⅡ	フェーズⅠ	1課題あたり1,000万円	1か年度
	フェーズⅡ	1課題あたり4,000万円	1か年度

※新規公募対象はタイプⅠ及びタイプⅡ(フェーズⅠ)のみ

■ 採択評価の主なポイント

- 研究開発を行う通信アプリケーションが先進的なものであるか。
- 研究開発手法(テストベッドにおける検証等を含む)が妥当であるか。

ICT分野の研究者として次世代を担う若手人材を育成することや中小企業の斬新な技術を開発するために、若手研究者又は中小企業の研究者(個人又はグループ)が提案する研究開発課題に対して研究開発を委託。(平成27年度公募からワイヤレス分野等の技術課題は、「電波有効利用促進型」に一元化)

■ 対象

若手ICT研究者または中小企業の研究者

■ 研究開発経費等(間接経費:直接経費の30%を上限として別途配分)

フェーズ	研究開発経費(上限)	研究開発期間
フェーズ I	1課題あたり300万円	1か年度
フェーズ II	単年度1課題あたり1,000万円	最長2か年度

※新規公募対象はフェーズ I のみ。

■ 採択評価の主なポイント

- 以下のいずれかの観点で評価できる研究開発か。
 - 若手ICT研究者、または中小企業の研究者の育成
- ビッグデータ分析の専門家(データサイエンティスト)の育成の可能性
 - ビッグデータの利活用のための研究開発を通じて、データサイエンティストへの貢献が認められる課題に加点して評価

【若手研究者の要件】

公募対象年度の4月1日時点において、以下の①又は②のいずれかの条件を満たす研究者

- ①39歳以下の研究者
- ②42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間について研究開発課題提案書に記述して申請する場合

※1 研究代表者が若手研究者の要件により提案する場合、研究分担者全員が若手研究者の要件のいずれかの条件又は中小企業の要件を満たすこと。

※2 若手研究者の要件による研究開発実施者としての採択回数は、2回までとする。なお、採択回数には、「若手ICT研究者育成型研究開発」及び「若手先端IT研究者育成型研究開発」において採択された回数を含む。

【中小企業の要件】

研究代表者が中小企業に所属すること。なお、本事業における「中小企業」は、下表に示す「資本金の基準」又は「従業員の基準」のいずれかを満たす企業をいう。なお、本事業では、中小企業には所謂「みなし大企業*」も含む。

業種	従業員規模	資本金規模
製造業・その他の業種(下記以外)	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

* 資本金の2分の1以上を大企業が所有していたり、役員のうち2分の1以上を大企業が占めていたりする等、中小企業者以外により意思決定が可能で、実質的に大企業が支配している中小企業。

電波の有効利用をより一層推進する観点から、新たなニーズに対応した無線技術をタイムリーに実現するとともに、電波利用環境を保護するための技術の研究開発課題に対して研究開発を委託。

■ 対象

大学や民間企業の研究者

※若手ワイヤレス研究者等育成型については、若手ICT研究者等育成型研究開発の要件を満たす必要があります。
また、若手ワイヤレス研究者等育成型における若手研究者の要件による研究開発実施者としての採択回数は、2回までとします。

■ 研究開発経費等(間接経費:直接経費の30%を上限として別途配分)

(1) 先進的電波有効利用型

フェーズ	研究開発経費(上限)	研究開発期間
フェーズ I	1課題あたり500万円	1か年度
フェーズ II	単年度1課題あたり3,000万円	最長2か年度

※新規公募対象はフェーズ I 及びフェーズ II

(2) 若手ワイヤレス研究者等育成型

フェーズ	研究開発経費(上限)	研究開発期間
フェーズ I	1課題あたり300万円	1か年度
フェーズ II	単年度1課題あたり1,000万円	最長2か年度

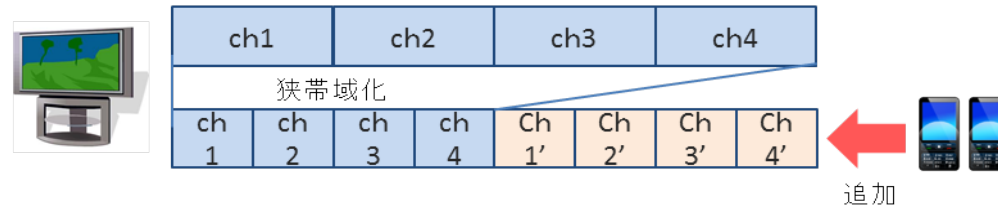
※新規公募対象はフェーズ I のみ

■ 採択評価の主なポイント

- 新しい電波利用の実現に向けた研究開発か
- 以下のいずれかの技術であって、おおむね5年以内に開発される技術として到達目標が明確に設定されているか
 - a) 周波数を効率的に利用するための技術
 - b) 周波数の共同利用を促進するための技術
 - c) 高い周波数への移行を促進するための技術

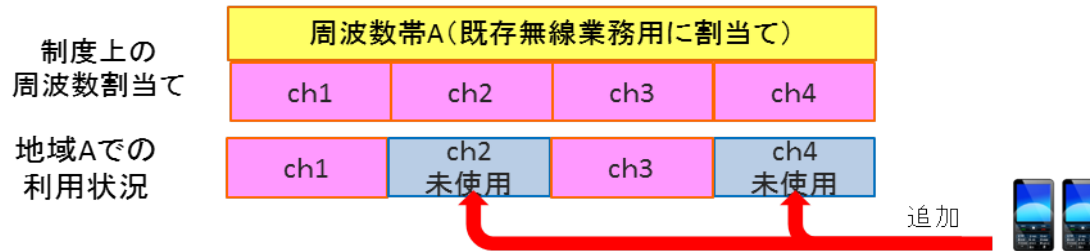
1 周波数を効率的に利用する技術

必要な電波の幅の圧縮(狭帯域化)や、大容量・高速化により、電波の効率的な利用を図る技術



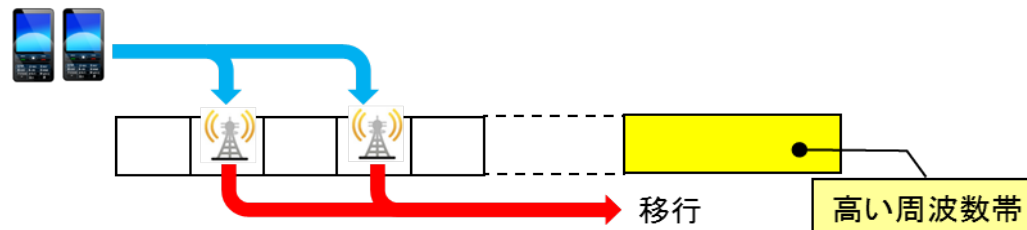
2 周波数の共同利用を促進する技術

既存無線システムに影響を及ぼすことなく、周波数の共用を可能とする技術



3 高い周波数への移行を促進する技術

技術的に利用が難しいひっ迫の程度が低い、高い周波数の利用を促進するための技術



ICTの利活用によって地域貢献や地域社会の活性化を図るために、地域に密着した大学や、地域の中小・中堅企業等が提案する研究開発課題に対して研究開発を委託。

■ 対象

地域の情報通信技術の振興・向上を担う研究機関

■ 研究開発経費等(間接経費:直接経費の30%を上限として別途配分)

フェーズ	研究開発経費(上限)	研究開発期間
フェーズⅠ	1課題あたり300万円	1か年度
フェーズⅡ	単年度1課題あたり1,000万円	最長2か年度

■ 採択評価の主なポイント

※新規公募対象はフェーズⅠのみ。

➤ 地域の課題解決の可能性(以下のいずれかの観点で評価できる研究開発であること)

- 当該地域固有の社会的・経済的課題に対し、ICTの面から解決できる課題であるか。
- 研究成果を活用して地場産業の振興、新規事業の創出、地域住民の生活向上等、地域社会・経済活動の活性化に寄与できる課題であるか。

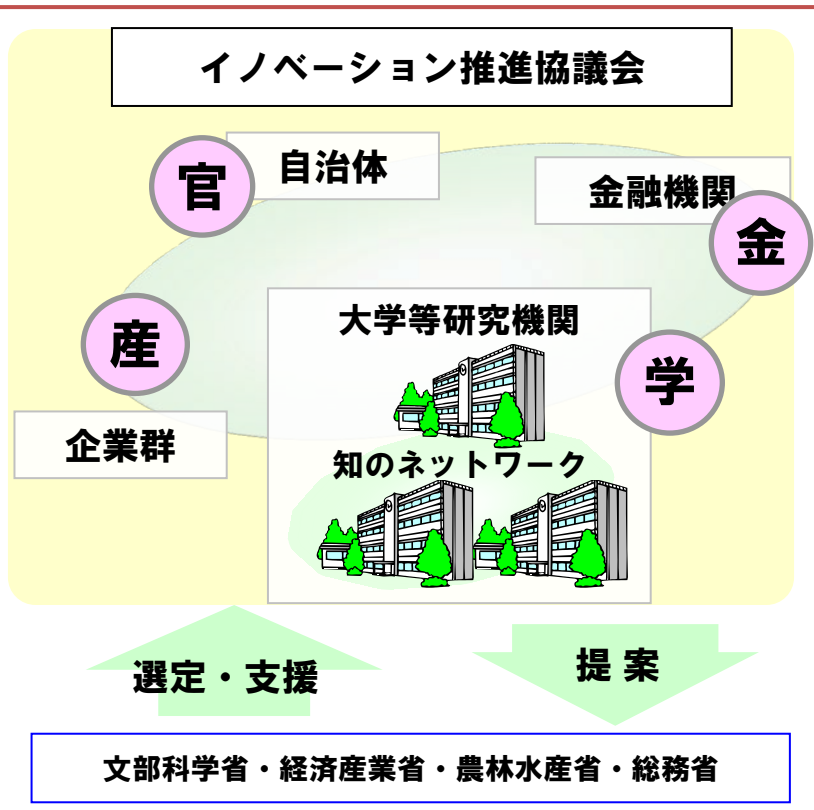
➤ 「地域イノベーション戦略」実現への貢献の可能性

- 「地域イノベーション戦略推進地域」として選定された地域の構成機関からの提案であって、「地域イノベーション戦略」の全体構想の実現に資すると認められる課題に加点して評価。

(平成27年度までの措置)



地域イノベーションの創出に向けた地域の主体的かつ優れた構想に対して、文部科学省、経済産業省、農林水産省及び総務省の4省の施策により、その実現を支援するための取組として、地域の強みや特性を活かしながら、大学等の研究機関の研究段階から事業化に至るまで、産学官等の参画機関が連携して持続的・発展的なイノベーションの創出に取り組む地域をその性質に応じ、「国際競争力強化地域」又は「研究機能・産業集積高度化地域」に選定。



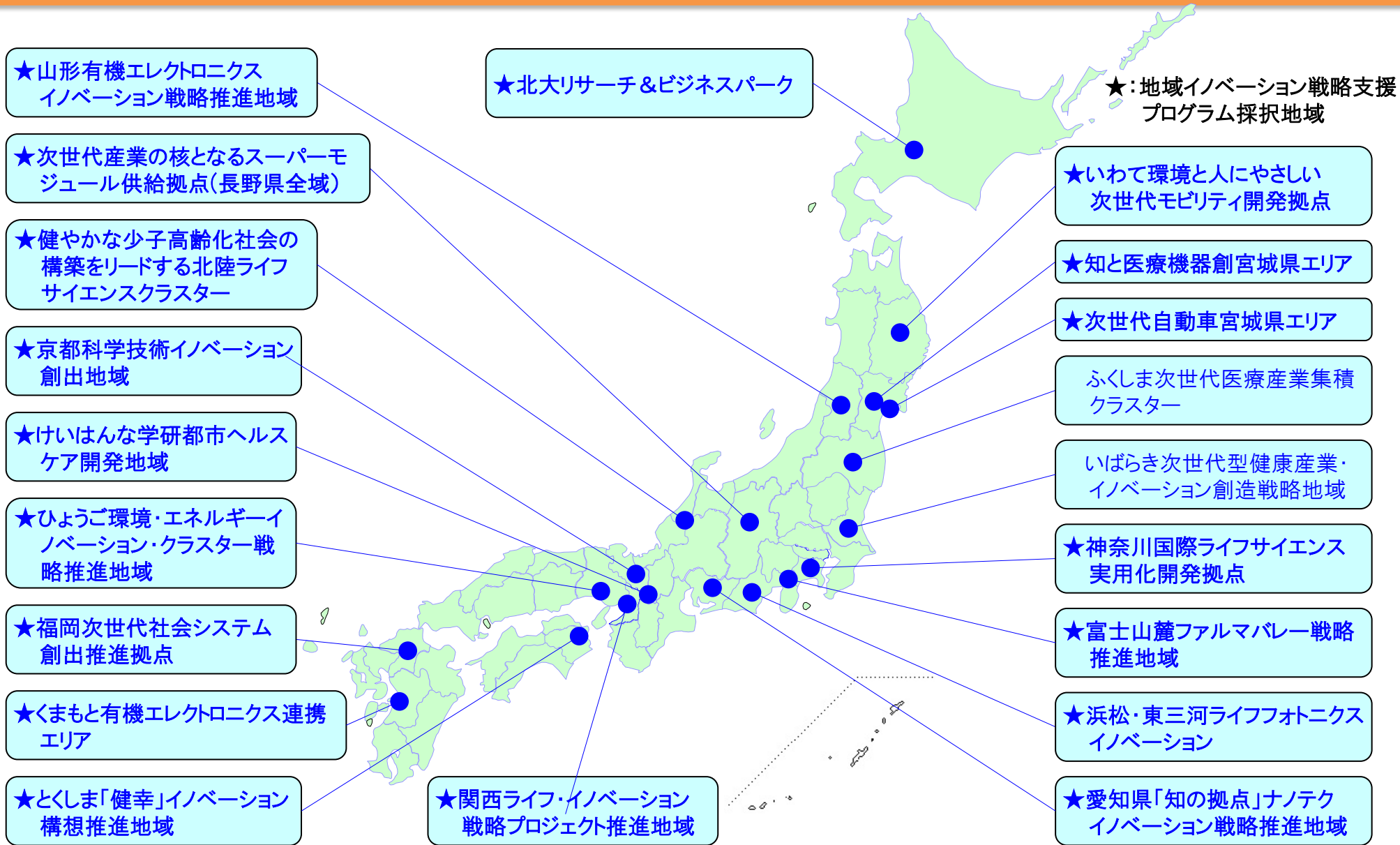
1. 地域主導の取組

- 地域の戦略の実効的な推進のため、産学官金で構成する、「イノベーション推進協議会」を設置
- 「地域イノベーション戦略」の策定・提案
- 民間資金を含めた地域資金の投入

2. 関係府省共同で「地域イノベーション戦略推進地域」を選定

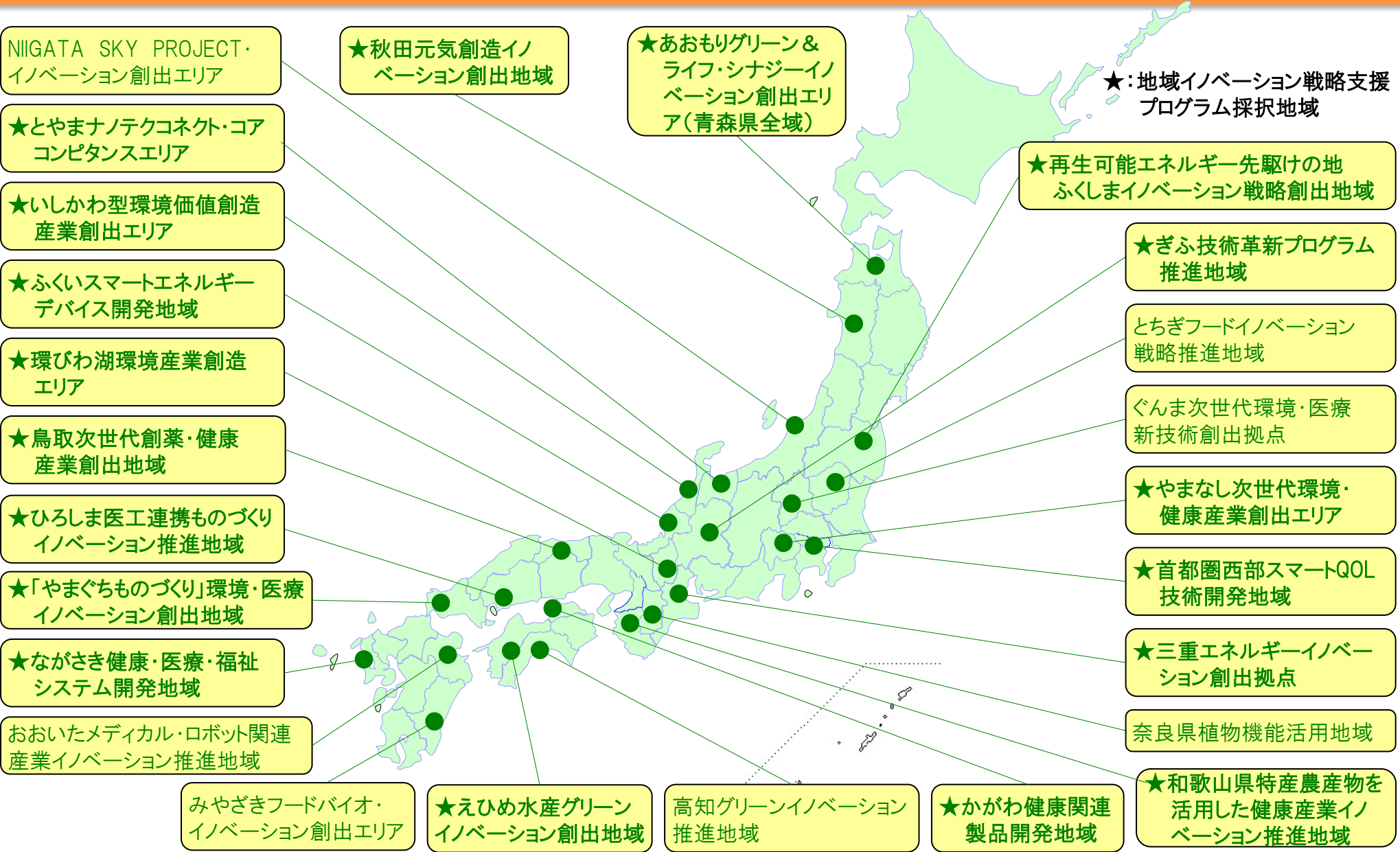
- 国際競争力強化地域
国際的に優位な大学等の技術シーズ・企業集積があり、海外からヒト・モノ・カネを惹きつける強力なポテンシャルを持った地域
- 研究機能・産業集積高度化地域
地域の特性を活かしたイノベーションが期待でき、将来的には海外市場を獲得できるポテンシャルを有する地域

3. 選定された地域における取組を、関係府省が支援



国際競争力強化地域 : 国際的に優位な大学等の技術シーズ・企業集積があり、海外からヒト・モノ・カネを惹きつける強力なポテンシャルを持った地域

(参考) 地域イノベーション戦略推進地域(研究機能・産業集積高度化地域)

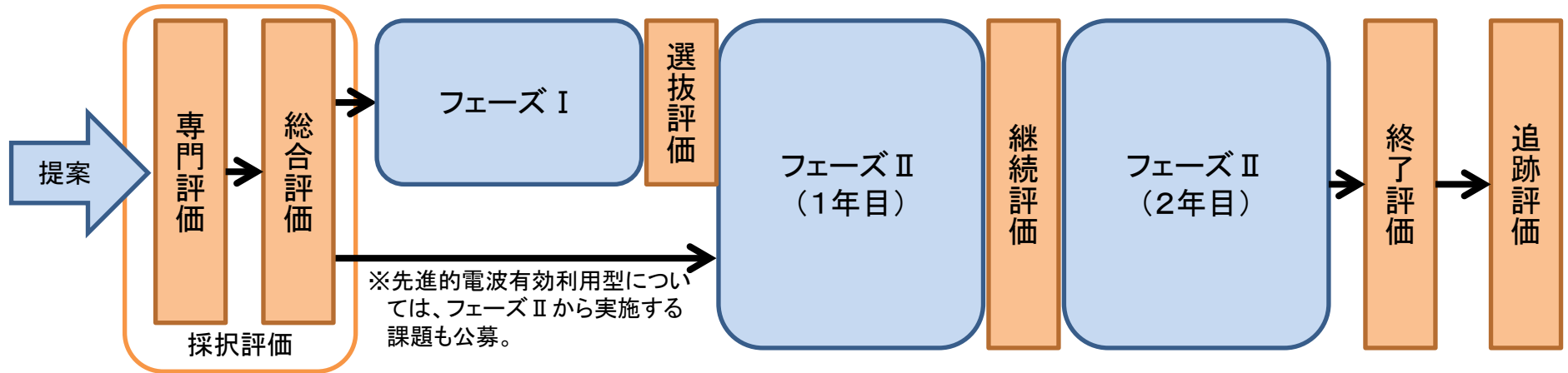


研究機能・産業集積高度化地域: 地域の特性を活かしたイノベーションが期待でき、将来的には海外市場を獲得できるポテンシャルを有する地域

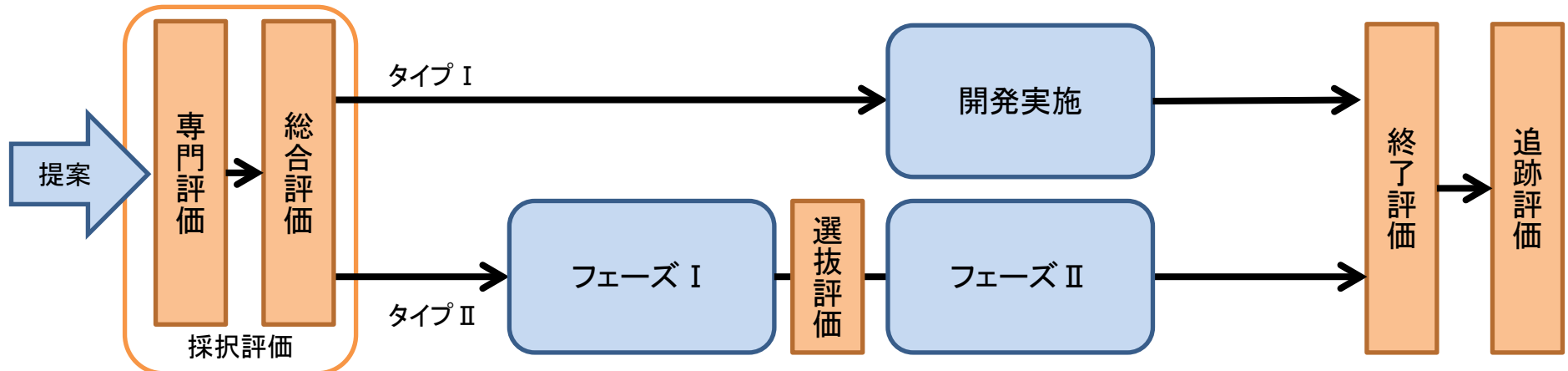
(参考) 平成26年度「地域イノベーション戦略推進地域」における実施課題

No	地域	地域イノベーション戦略推進地域	課題名	研究代表者 (敬称略)	フェーズ	期間	備考
1	岩手	いわて環境と人にやさしい次世代モビリティ開発拠点(国際競争力強化地域)	準静電界センシングによる路面状態推定技術を利用した交通問題対策の研究開発	新井 義和 (岩手県立大学)	I	1か年度	
2	岩手	いわて環境と人にやさしい次世代モビリティ開発拠点(国際競争力強化地域)	居住者の行動と住居の危険度・被災度をMEMS加速度センサーで見守る研究開発	澤本 潤 (岩手県立大学)	I	1か年度	
3	長野	次世代産業の核となるスーパーモジュール供給拠点(国際競争力強化地域)	嚥下筋活動のセンシングと嚥下補助食品への応用に関する研究	大森 信行 (長野県工業技術総合センター)	I	1か年度	
4	富山	とやまナノテクコネク・コアコンピタンスエリア(研究機能・産業集積高度化地域)	発光・蓄光金属を用いた災害危険度感知センサーとそのセンサーネットワーク展開の研究開発	堀田 裕弘 (富山大学)	I	1か年度	
5	愛知	愛知県「知の拠点」ナノテクイノベーション戦略推進地域(国際競争力強化地域)	「措置入院」の診察のためのセキュアな精神保健指定医決定システムの開発	杉浦 伸一 (名古屋大学)	I	1か年度	
6	けいはんな	けいはんな学研都市ヘルスケア開発地域(国際競争力強化地域)	循環器疾患患者を対象とした在宅ヘルスケア・システムの研究開発	小林 浩 (奈良県立医科大学)	I	1か年度	
7	京都	京都科学技術イノベーション創出地域(国際競争力強化地域)	学校健診データベース構築による地域健康増進と新規ヘルスケアニーズの探索	川上 浩司 (京都大学)	I	1か年度	
8	香川	かがわ健康関連製品開発地域(研究機能・産業集積高度化地域)	医療ICTによる地域疾病管理一次世代型地域連携による糖尿病重症化抑制システムの開発と普及の研究開発	村尾 孝児 (香川大学)	I	1か年度	
9	長崎	ながさき健康・医療・福祉システム開発地域(研究機能・産業集積高度化地域)	Webナビゲーションと近距離無線通信技術によって公共交通の体系化を促し地域発ITSモデルの構築を目指す研究開発	森田 均 (長崎県立大学)	I	1か年度	
10	福岡	福岡次世代社会システム創出推進拠点(国際競争力強化地域)	システム開発の設計工程におけるセキュリティ分析手法の研究開発	福田 晃 (九州大学)	I	1か年度	

- 重点領域型研究開発 (ICTイノベーション創出型)、若手ICT研究者等育成型研究開発、電波有効利用促進型研究開発、地域ICT振興型研究開発



- 重点領域型研究開発 (先進的通信アプリケーション開発型)



情報通信技術の研究開発成果を活用し未来を拓くイノベーションの創発を図るため、最新の研究開発動向の紹介やSCOPE等の研究開発成果の発表等を実施するフォーラムを毎年10月頃に開催。(CEATEC JAPANと同時開催)

<参考: ICTイノベーションフォーラム2014>

開催日時: 平成26年10月7日(火)、会場: 幕張メッセ国際会議場



NICT 木俵 研究所長による特別講演



オーラルセッションの様子

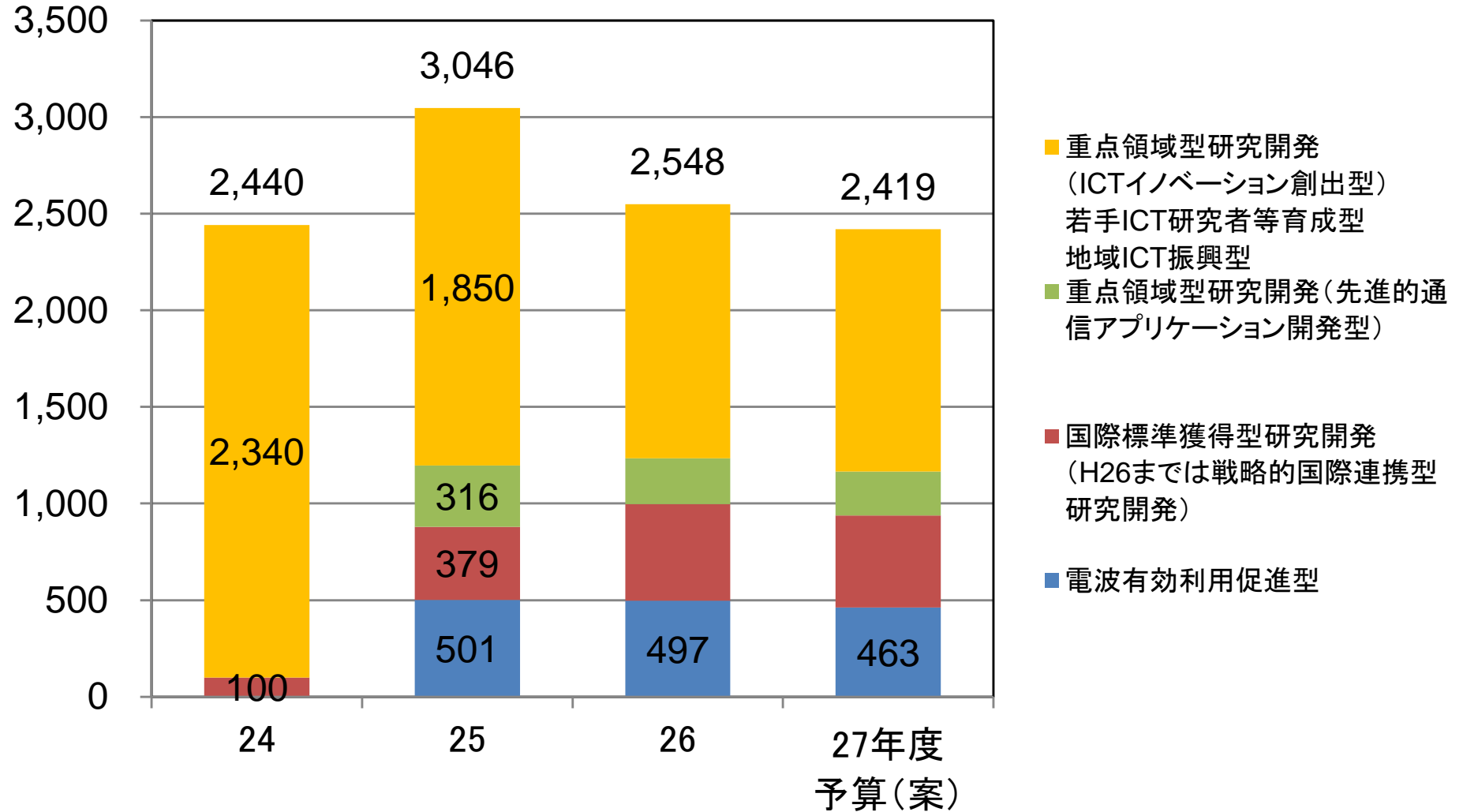


ポスターセッションの様子

(参考) これまでの採択状況

プログラム	平成26年度			平成25年度		
	提案件数	採択件数	採択倍率	提案件数	採択件数	採択倍率
ICTイノベーション創出型研究開発	119	20	6.0	146	30	4.9
フェーズⅠ	119	20	6.0	81	26	3.1
フェーズⅡ	-	-	-	65	4	16.3
若手ICT研究者等育成型研究開発	54	22	2.5	47	23	2.0
電波有効利用促進型研究開発	49	15	3.3	78	37	2.1
先進的電波有効利用型	37	11	3.4	69	31	2.2
フェーズⅠ	32	8	4.0	52	24	2.1
フェーズⅡ	5	3	1.7	17	7	2.4
若手ワイヤレス研究者等育成型	12	4	3.0	9	6	1.5
地域ICT振興型研究開発	77	22	3.5	94	25	3.8
先進的通信アプリケーション開発 推進型研究開発	4	3	1.3	25	16	1.6
タイプⅠ	-	-	-	4	3	1.3
タイプⅡ	4	3	1.3	21	13	1.6
国際連携型研究開発	10	2	5.0	8	3	2.7
合計	313	84	3.7	398	134	3.0

(百万円)



- 中小企業技術革新制度(日本版SBIR)の対象となっています。
当該制度の内容については、下記URL を参照して下さい。

○中小企業庁の中小企業技術革新制度に関するホームページ

http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq07_sbir.htm

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/sbir/22fy/index.html>

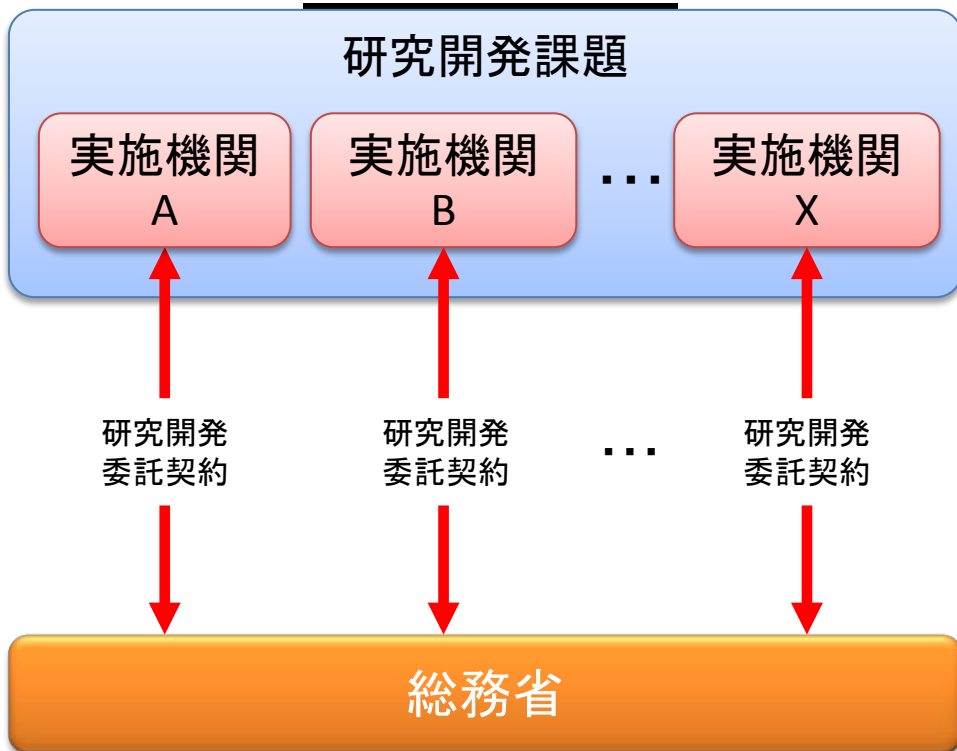
- 外国人に対する出入国管理上の優遇制度である高度人材ポイント制におけるボーナスポイントの対象となっています。
当該制度の内容については、下記 URL を参照して下さい。

○法務省入国管理局の高度人材ポイント制に関するホームページ

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/index.html

提案にあたっての留意事項

- SCOPEは「**委託費**」です。
- 各機関と研究開発委託契約を毎年度締結(単年度契約)して実施。
→再委託は不可
- 経理実務については、研究者所属機関が管理
→提案にあたって、所属機関の了解が必要



(参考)委託と助成(補助)の比較

	委託	助成(補助)
事業の主体	総務省	事業者
事業の実施者	受託者	事業者
取得資産の帰属	総務省	事業者
事業成果の帰属	受託者*	事業者
支払対象額	仕様達成に向けて要した経費実績	対象経費実績額 × 補助率

※産業技術力強化法第19条(日本版バイ・ドール条項)による。

本事業における研究開発を実施する者の構成は以下のとおり。
なお、総務省と研究開発委託契約を締結しない者が、研究開発実施者との共同研究等により「連携研究者」として研究開発に協力することも可能。

■ 研究開発実施者

研究代表者及び研究分担者の総称。

■ 研究代表者

研究開発実施者を代表する者であり、研究開発の遂行（研究開発成果の取りまとめを含む。）に関して全ての責任を持つ者。

■ 研究分担者

研究代表者と協力して研究開発を分担する者。

■ 連携研究者

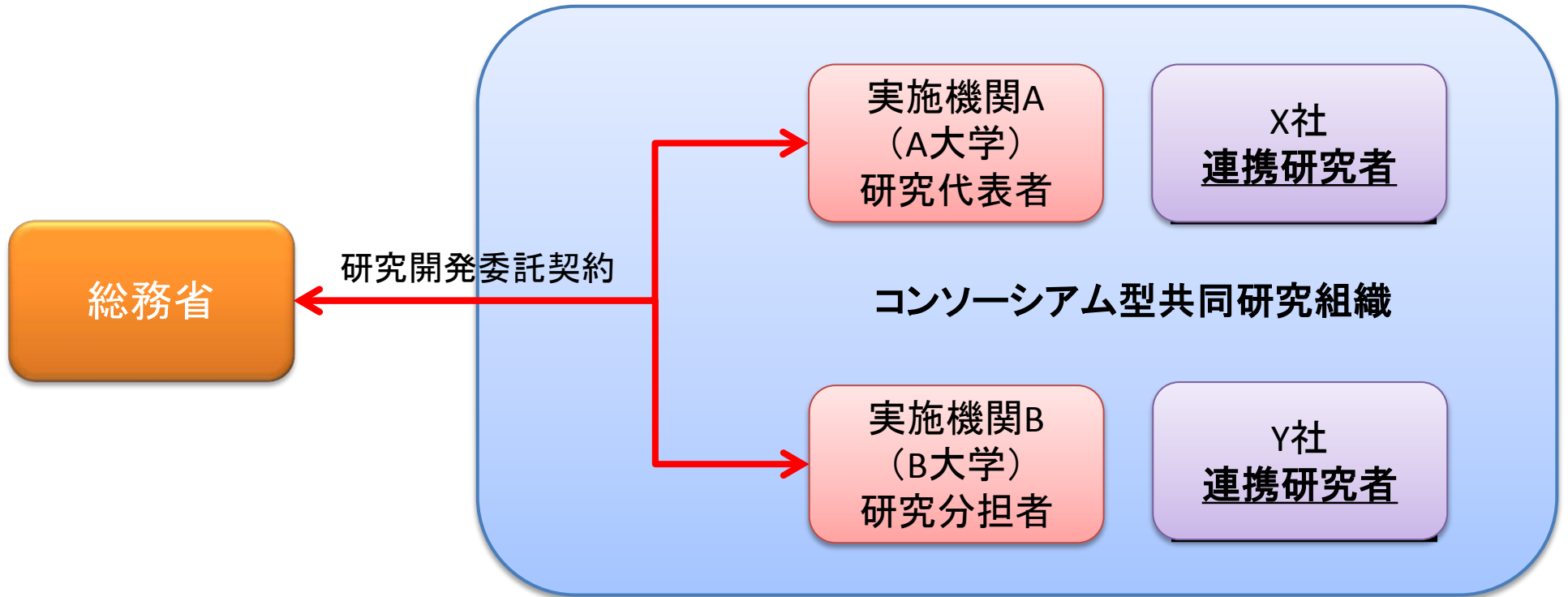
総務省と研究開発委託契約を締結せずに、研究開発実施者との共同研究等により研究開発に協力する者。**本事業による委託費の使用不可。**

※連携研究者と共同研究等を実施する際の留意事項は、「研究開発成果の帰属」を参照のこと。

■ 研究責任者（参考）

委託契約を締結する際に、研究機関毎に「研究責任者」の配置が必要。研究分担者のみが所属する研究機関では、研究分担者から研究開発を統括する者として「研究責任者」を設定。

オープンイノベーションの推進



- ① A大学とB大学によるSCOPE研究開発課題に、X社とY社が「連携研究者」として参加。
- ② SCOPE研究費の使用は、A大学とB大学のみ。
- ③ 連携研究者と共同研究契約等により知財の取扱いについて取り決めを交わす場合は、研究開発委託契約の内容を妨げないようにすること。

- ① 日本国内に設置された大学、民間企業、独立行政法人、地方自治体等の研究機関に所属し、日本国内で研究開発を行うことができる研究者（学生を除く。）
- ② 研究開発を実施する期間において研究機関に在籍し、提案する研究開発に関して責務を負える研究者
- ③ すべての研究開発実施者は、所属する研究機関に対して、あらかじめ本事業へ提案することへの了解を得ていること。（研究開発の実施にあたって、研究資金は所属する研究機関が管理するとともに、資金の経理処理も研究機関が実施する必要がある。）
- ④ 「研究代表者」は、全研究期間を通じて、研究開発課題の遂行に関するすべての責務を負えること
- ⑤ 「研究分担者」は、分担した研究開発項目の実施に必要な期間にわたって、課題の遂行に責務を負えること
- ⑥ 大学等において学生が受託研究に参加することの規定が整備されている場合、大学院生が民間企業等との共同研究に研究分担者となることも可

【平成27年度から適用】

大学等において学生が受託研究に参加することの規定が整備されている場合、民間企業等との共同研究に大学院生が研究分担者として参画できることを明示。

* 国際標準獲得型研究開発を除く。

【留意事項】

- ① 大学院生の参加について、委託契約に定める研究責任者の了解が得られていること。
- ② 大学等の規定で定められた雇用契約書や労働条件通知書あるいは同等の雇用関係書類により、SCOPEの研究開発に従事することを証明できるようにすること。
- ③ 学業そのものやSCOPE以外の活動などに対する人件費等の充当は、経費支払いの対象とならないので注意すること。
- ④ 額の確定の際、月報や業務報告書、当該研究者本人に対するヒアリング、当該研究者本人の研究ノート等の確認を行うことにより、従事状況の適正性を検証する必要がある点に留意すること。

◆科学技術イノベーション総合戦略2014(平成26年6月 閣議決定)

第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出

3. 重点的取組

(2)イノベーションシステムを駆動する ～分野や組織の枠を超えた共創環境の実現～

①組織の「強み」や地域の特性を生かしたイノベーションハブの形成

大学、公的研究機関の「強み」や地域の特性(当該地域の民間企業の技術・人材、地域的な産学官のつながり、研究機関など関連機関の物理的な集積状況など)を生かして、産学官の積極的な参画の下、イノベーションハブの形成に取り組む。

・イノベーションマインドを有する研究人材の育成に資するよう、学生に対して、民間企業からの受託研究や産学官の共同研究に参画できる機会を積極的に提供する。

【研究代表者】

継続課題を含め、SCOPEにおいて、すべてのプログラムで「研究代表者」及び「研究分担者」となる期間が重複してはならない。

【研究分担者】

継続課題を含め、SCOPEにおいて、すべてのプログラムで「研究代表者」となる期間が重複してはならない。

但し、平成26年度実施中（平成27年度継続予定に限る）の課題の分担者である場合、「現在実施中の研究開発課題に対する不参画申請書（様式10）」を提出することにより、SCOPEで既に実施中の研究開発と研究期間が重なる新規提案課題における研究代表者となることが可能。この場合、新規提案課題が不採択になったとしても、SCOPEで既に実施中の研究開発の研究分担者に次年度から復帰することは不可。

上記の制限に係る新規提案の場合、該当するすべての新規提案課題を採択評価の対象から除外。

国や独立行政法人が運用する競争的資金等やその他の研究助成等を受けている場合及び採択が決定している場合、同一の課題名又は研究内容で本事業に応募することは不可。

- 研究開発の期間中に得られた成果は、産業技術力強化法第19条（いわゆる日本版バイドール条項）の規定に従い、**研究機関に帰属することが可能**。
- 知的財産権確認書（研究開発委託契約書様式12）を契約締結時に提出
- 必要な条件：以下の全てを遵守すること
 - ① 研究成果が得られた場合には、遅滞なく、国に報告すること。
 - ② 公共の利益のために国が理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。
 - ③ 正当な理由がなく、当該特許権等を相当期間活用していない場合、国が当該特許権等の活用を促進するために、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
 - ④ 第三者に当該知的財産権の移転等をするときは、合併又は分割により移転する場合等を除き、あらかじめ国の承認を受けること。

連携研究者との間で、共同研究契約を締結する等により特許権その他の政令で定める権利について取り決めを交わす場合は、研究開発委託契約書及び知的財産権確認書の規定を妨げることがないよう留意の上、各機関の責任の下、適切に対応すること。

- 本事業においては、研究開発成果を基に新事業に取り組むこと等を目的として、ICT分野を専門とする起業家、ファンディング専門家、弁護士、弁理士、マーケティング専門家、広報専門家、コンサルタント等の専門家によるアドバイス等を受けるための費用を、本事業の委託費として計上することが可能。
- 当該費用を支出する際は、その必要性及び金額の妥当性等について総務省との事前協議が必要。
- 詳細は「情報通信分野における研究開発委託契約経理処理解説」を参照。
- なお、当該費用の計上は、直接経費の5分の1を上限とする。

重点領域型研究開発(先進的通信アプリケーション開発型)のタイプⅠ及びタイプⅡ(フェーズⅡ)を除く。

■ 研究開発場所

所属機関の施設内(日本国内)

■ 研究開発に必要な機器設備

研究開発に必要な機器設備の調達は、原則として購入とリース・レンタルで調達経費が安価な方法を採用

■ 購入した物品等の扱い

- 本事業により購入し取得した物品等の所有権は、総務省に帰属
- 取得した物品等は、所属機関による善良な扱いの下に管理
- 研究開発終了後の物品等の取り扱い・・・無償貸付(条件あり)又は総務省へ返却

■ 研究開発成果の発表、公開及び普及

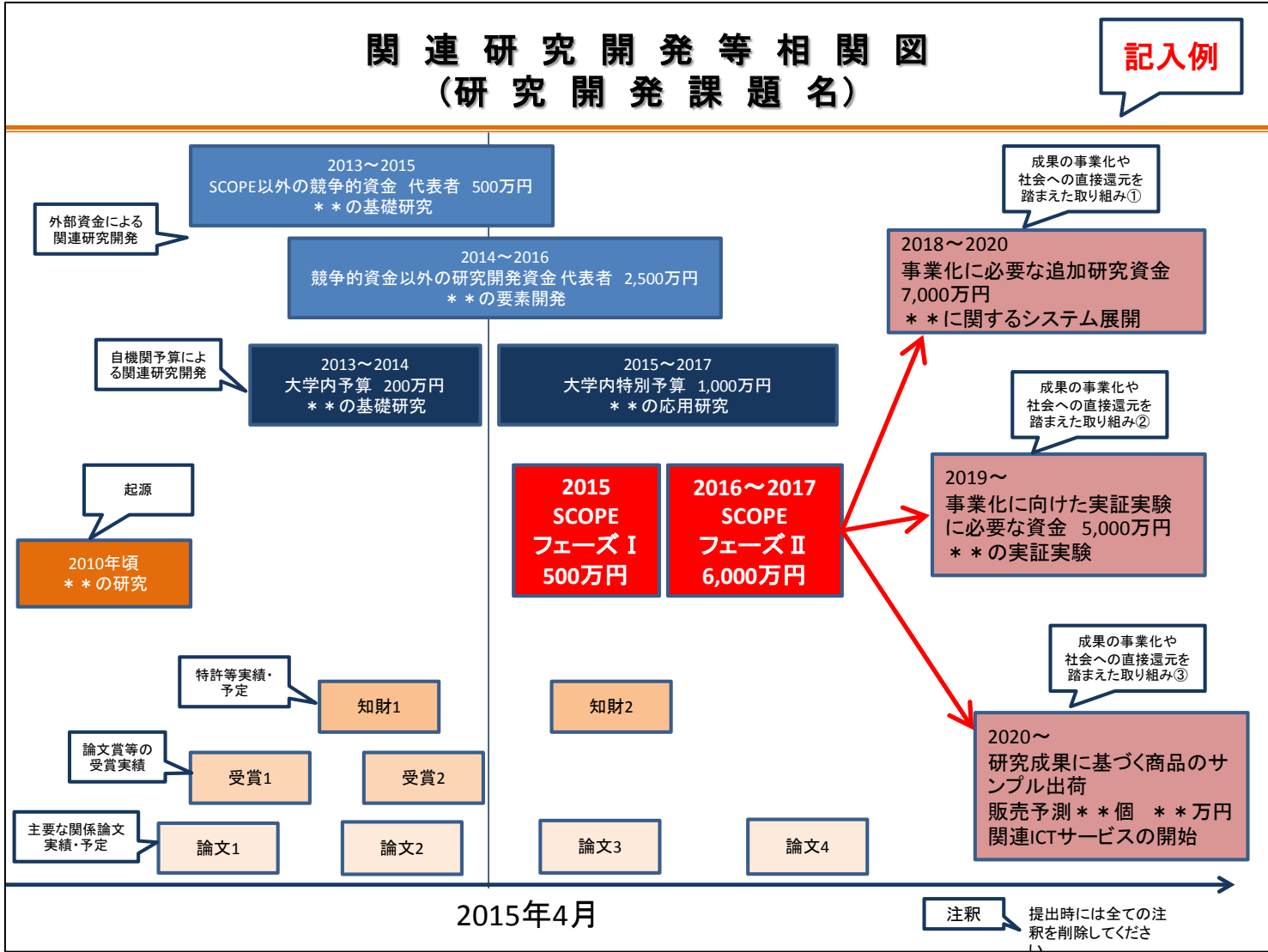
- 研究開発実施者は、本事業により得られた研究開発成果について、関連学会等に発表するなど、成果の積極的な公開・普及に努めること。
- 得られた研究開発成果を論文、国際会議、学会や報道機関等に発表又は公開する際は、本事業の成果である旨を必ず記載すること。
- 発表又は公開する日の10日前までに外部発表投稿票(研究開発委託契約書様式)を総務省に提出すること。

※研究開発委託契約書、委託契約経理解説等は、委託研究の実施にあたって変更することがあります。

書類名	様式
データ入力シート	様式0
基本事項説明書※直接記入不要	様式1
研究開発内容説明書 関連研究開発等相関図	様式2 様式2の別紙
研究開発内容説明図	様式3
研究開発予算計画書	様式4
研究開発体制説明書	様式5
研究開発実施者経歴説明書	様式6
既存研究設備等説明書	様式7
物品リース・レンタル計画書	様式8
物品購入計画書	様式9
現在実施中の研究開発課題に対する 不参加申請書	様式10
確認書(該当するプログラムにおいて、 中小企業の要件により応募する場合)	様式11

- 提案書に虚偽の記載があった場合には、採択された後であっても採択を取り消す場合がある
- 一度提出された提案書の差し替えは不可(記載内容を確認する場合あり)
- 研究開発内容説明書(様式2)の記述においては、英文による作成も可
- 研究開発予算計画書(様式4)の作成においては、「委託契約経理処理解説」を参考に研究費の積算を行うこと
- 研究開発に必要な機器設備の調達は、原則として購入とリース・レンタルで調達経費が安価な方法を採用

提案いただく課題を中心に、関連する過去の研究成果や予算、研究後に期待される学術展開や実用化の展開が一見して分かる様、おおまかに提示していただくものです。



1. 研究費の不正使用防止への取組

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施指針)(平成26年4月)」に基づき、
- (1) 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対して、他の競争的資金への応募が制限される場合がある。
 - (2) 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、他の競争的資金への応募が制限される場合がある。

2. 研究上の不正行為防止への取組

「情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針(平成18年10月総務省制定、平成19年3月改正)」に基づき、

○本事業及び他府省の競争的資金制度による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為(捏造、改ざん、盗用)があったと認定された場合、以下の措置を講ずる。

- －当該研究費について、不正行為の悪質性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還させる場合がある。
- －他の競争的資金への応募が制限される場合がある。

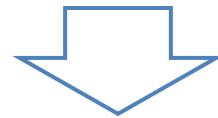
「研究不正行為への実効性のある対応に向けて(平成26年9月総合科学技術・イノベーション会議)」を踏まえた対応を契約締結時に求める予定。

3. 指針の実効性について

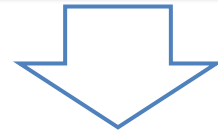
研究開発委託契約書に規定することにより、両指針の実効性を担保。

提案書の提出について

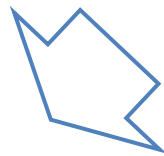
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への応募情報の入力



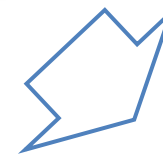
提案書の作成
(提案要領・提案書作成要領に従って作成)



提出方法は二通り



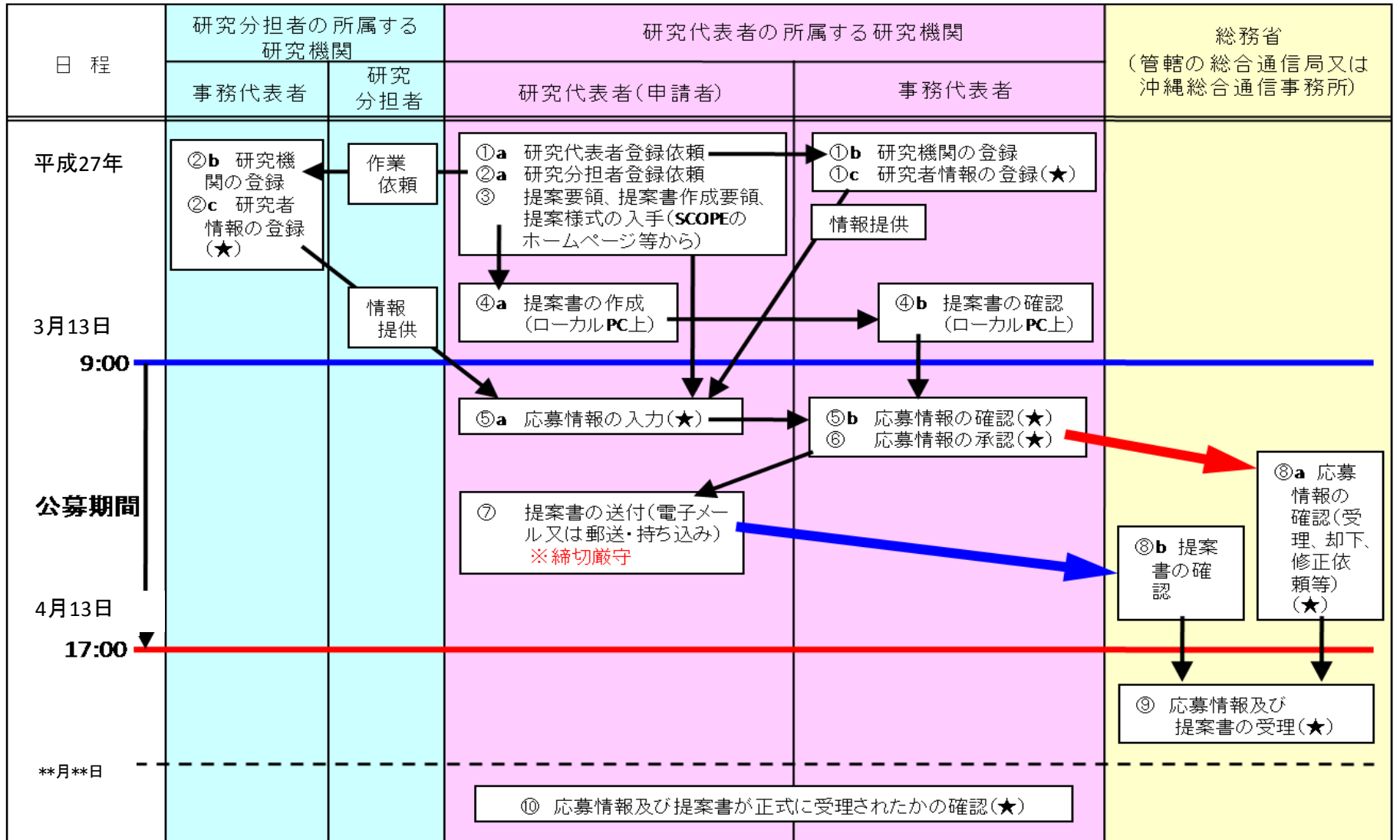
電子メールによる提出



直接持ち込み・郵送による提出

締切直前は混み合いますので、
余裕を持って申請して下さい。

e-Radを用いた応募情報の登録手順



★: e-Radを使って処理する事項

- e-Radへの登録
ご提案を予定の方は、先ずe-Radへの登録のご確認を。
(初回登録手続きには、書類の郵送が伴います。)
- 提案書受付締切： **平成27年4月13日(月) 17:00必着**
- 採択課題の決定： 7月頃(予定)
評価点・評価コメントとあわせて、採択・不採択を通知します。
- 予算の成立状況に応じて、事業内容に変更等があり得ることをあらかじめ御承知ください。
- 平成27年度提案要領、提案書作成要領、その他、SCOPE事業に関連する情報は、下記のURLに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/

ご静聴ありがとうございました。



総務省

MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

